

税のお知らせ

10月の納税等

村県民税／第3期
国民健康保険税／第4期
後期高齢者医療保険料／第4期
保育料／10月分
納期限／10月31日(木)

納期限内の納付にご協力ください。
納付は便利な口座振替をご利用ください。

令和元年分 年末調整・青色申告決算等説明会(および消費税軽減税率制度説明会)日程表

開催日	説明会	時間	対象 地域等	会場
11月20日 (水)	年末調整説明会	9：30 ～11：30	津島市 愛西市	津島市文化会館 小ホール (津島市藤浪町 3丁目89-10)
	消費税軽減税率 制度説明会	11：30 ～12：00		
	年末調整説明会	13：30 ～15：30	飛島村 弥富市 あま市 大治町 蟹江町	
	消費税軽減税率 制度説明会	15：30 ～16：00		
11月21日 (木)	青色申告決算等 説明会	13：30 ～15：30	個人で 青色申告 の方	
	消費税軽減税率 制度説明会	15：30 ～16：00		

●問合せ先

津島税務署 個人課税部門
☎ 26-2161(代表)

※電話は自動音声により案内していますので、音声案内に従い「2」を選択してください。

住民税の年金特徴(年金からの天引き)について

4月1日現在65歳以上の方のうち、老齢基礎年金などの公的年金等を受給されている方は、その公的年金等の所得に係る住民税が公的年金等から特別徴収(天引き)される場合があります。なお、障害年金や遺族年金は対象となりません。
年金からの特別徴収がされる時期、金額等は、次の表を参考にしてください。
年金から特別徴収される税額は毎年6月上旬に発送する納税通知書でお知らせしていますので、ご確認ください。

今年度から特別徴収が開始された人

徴収方法	普通徴収(自分で納付)		年金から特別徴収(天引き)		
	6月	8月	10月	12月	2月
算出方法	それぞれ年税額の1/4		それぞれ年税額の1/6		

昨年度、年金から特別徴収されている人

徴収方法	年金から特別徴収(天引き)					
	仮徴収			本徴収		
算出方法	4月	6月	8月	10月	12月	2月
	それぞれ「前年度の公的年金等に係る年税額×1/2」を3等分にした税額			それぞれ年税額から4・6・8月分(仮徴収税額)を差し引いて3等分した税額		

税制改正があります

◎法人住民税

法人住民税法人税割税率が変更となりますので、ご確認ください。
新税率適用時期にご注意ください。

現 行	改 正 後
申告期限が令和2年10月末以前の確定申告	申告期限が令和2年11月末以降の確定申告(令和元年10月1日以降開始事業年度分)
9.7%	6.0%
申告期限が令和2年4月末以前の予定申告	申告期限が令和2年5月末以降の予定申告(令和元年10月1日以降開始事業年度分)
法人税割額×6÷前事業年度(連結事業年度)月数	法人税割額×3.7÷前事業年度(連結事業年度)月数



◎軽自動車税

10月1日から自動車取得税(県税)が廃止され、自動車税および軽自動車税において「環境性能割」が導入されます。

◎対象軽自動車

3輪・4輪以上の取得価格が50万円を超える車両(新車・中古車)を問いません。

◎手続

これまでの自動車取得税と同様、軽自動車の取得時に申告・納付をしてください。なお、軽自動車税環境性能割は市町村税となりますが、当分の間は愛知県が賦課徴収を行います。

◎税率

軽自動車取得価格に次の表に示す税率を乗じた額が課税されます。

なお、消費税引き上げの対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間は税率が1%軽減されます。

※現行の軽自動車税は軽自動車税種別割に名称が変わりますが、手続や税率に変更はありません。

区 分			税率		営業用
			自家用(取得日) 10月1日から 令和2年9月30日	令和2年10月1日 から	
電気軽自動車 天然ガス軽自動車 (平成21年排出ガス規制適合かつNOx10%低減達成 または平成30年排出ガス規制適合)			非課税	非課税	非課税
ガソリン車 (ハイブリット車を含む)	平成17年排出ガス 基準75%低減達成 車(★★★★)	令和2年度燃費 基準+20%達成		1%	0.5%
	または 平成30年排出ガス 基準50%低減達成 車(★★★★)	令和2年度燃費 基準+10%達成			1%
	上記以外	令和2年度燃費 基準達成	1%	2%	2%

令和元年10月から
地方税共通納税システム
が始まっています。

地方税共通納税システムとは、eLTAX(エルタックス)を利用して、すべての地方公共団体へ、自宅や職場のパソコンから電子納税が可能となる仕組みです。

インターネットバンキングまたはダイレクト納付といった納付方法により、地方公共団体や金融機関の窓口に向くことなく個人住民税(特別徴収分)などを複数の地方公共団体に対して、一括で電子的に納税することができます。

※eLTAXは、すべての地方公共団体で組織する「地方税共同機構」が運営する地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

●地方税共通納税システムで飛鳥村へ納税できる税金の種類

・個人住民税(特別徴収分・退職所得分)

・法人村民税

●利用方法

利用方法、利用可能な金融

機関など、詳しくはeLTAXホームページご覧いただくか、eLTAXヘルプデスクへお問合わせください。

●問合せ先 ヘルプデスク

☎ 0570-08-1459

●受付時間

午前9時～午後5時

(土日祝・年末年始除く)

ホームページ

<http://www.eltax.jp/www/contents/1553671583266/index.html>

2019年10月1日、
消費税・地方消費税の
税率は10%へ。

※10%のうち2.2%は地方消費税です。

- 👉 税率上げは社会保障制度を次世代に引き継ぎ、みんなが安心して暮らせる社会にするために必要です。
- 👉 引上げ分は、すべての世代を対象とする社会保障のために使われます。
- 👉 家計と景気、両方の視点から対策を実施します。

政府広報 消費税 検索